

「東大和市子ども・子育て未来プラン（素案）」 に対するパブリックコメントを実施します。

東大和市では令和２年度（２０２０年度）から令和６年度（２０２４年度）までの５か年を計画期間とする「東大和市子ども・子育て未来プラン」の策定を予定しております。

このことをお知らせするとともに、市民及び事業者等の皆様から広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

１ 目的

「東大和市子ども・子育て未来プラン」は、東大和市のすべての子どもたちの健やかな育ちと若者・子育て世代を支援するための総合的な計画であり、市民一人ひとりが子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者、地域の関係者等と行政が相互に協力し、地域社会が一体となって子どもたちの健やかな育ちと若者・子育て世代の支援を推進していただけることを目的とします。

２ 内容

東大和市子ども・子育て未来プラン（素案）

３ 基本的な考え方

「東大和市子ども・子育て未来プラン」は以下の（１）から（５）までの５つの計画を一体的に策定します。

- （１）第２期東大和市子ども・子育て支援事業計画
- （２）第１期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画
- （３）第１期東大和市次世代育成支援行動計画
- （４）第１期東大和市子ども・若者計画
- （５）第１期東大和市子どもの貧困対策計画

なお、本計画は、東大和市総合計画（基本構想/基本計画）を上位計画として、東大和市地域福祉計画などの各行政計画との調和を図り策定します。

また、本計画は、第１期計画である「東大和市子ども・子育て支援事業計画」の理念や方向性などを引き継ぎ、「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指すために、以下のとおり基本理念を定めます。

「あふれる笑顔で すべての子どもたちの 豊かな心と幸せを育むまち 東大和」

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

令和元年12月4日（水）から令和2年1月6日（月）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政案内 ⇒ 市政 ⇒ パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧 子育て支援部保育課（東大和市役所1階7番窓口）

7 意見の提出先、方法及び提出様式等

(1) 提出先

子育て支援部 保育課

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参 子育て支援部 保育課（東大和市役所1階7番窓口）
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中央 3-930 東大和市子育て支援部 保育課（計画担当）宛て
- ・ FAX 042-563-5928
- ・ 電子メール hoiku@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人 住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 本計画に利害関係があると認められる個人

利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 本計画に利害関係があると認められる法人等

利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

(4) 問い合わせ先

東大和市子育て支援部 保育課（計画担当）

TEL：042-563-2111（内線）1758

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和2年2月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。

